

災害時要援護者避難支援事業の概要

災害時要援護者避難支援事業は、災害時に要援護者の避難や安否確認ができる地域での共助体制の確立を目的としており、そのために、平常時から市の関係部門及び地域の関係機関が、要援護者の登録情報を共有するとともに、地域で要援護者を支援する仕組みとして実施するもの。

1 事業の対象者

在宅で生活する者のうち、災害が発生した場合に自力での移動や情報の収集が難しく避難するために何らかの支援が必要な次のいずれかに該当する者で、その支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者。

- (1) 介護保険法における要介護 3・4・5 認定者
- (2) 65 歳以上の単身高齢者（高齢者のみ世帯を含む）
- (3) 身体障害者手帳 1・2 級を交付を受けている者
- (4) 重度の難病患者（特定疾患医療受給者）
- (5) 本人の申請により、支援が必要な者

2 災害時要援護者事前登録

要援護者は、住所、氏名、連絡先及び身体状況等を登録申請書兼台帳に記載し、避難支援者 2 名を指定して市に登録する。このとき、登録情報を市の関係部門、地域の関係機関に提供することを承諾した者について、登録情報の共有が可能になる。支援者未選定の場合は、民生・児童委員が戸別訪問を行い、支援者選定の協力を実施する。

3 要援護者登録台帳及びリストの作成

避難支援に必要なデータ（消防団分団名、居住区域の自主防災組織名、避難所の場所の情報等）を台帳及び申請者の一覧表に追加して、要援護者登録台帳及び要援護者リストを作成する。

4 情報の共有

地区ごとに整理した要援護者登録台帳及び要援護者リストを市の関係部門で共有するとともに、地域の関係機関（自主防災組織、消防団及び民生・児童委員）に要援護者リストを配布する。

5 地域の支援体制の整備

地域の関係機関は、日頃から行う声掛け、相談等を行うことにより、担当区域内の要援護者の状況の把握を行い、協力体制の構築に努める。

また、支援者と連携した取り組みや、誰もが支援者として活動しやすい環境の整備について、地域内で話し合いを行っておく。

6 関連事項

避難準備情報発令基準の作成、避難所開設・運営マニュアルの修正

【平成 20 年 3 月 19 日：危機管理課】

【参考資料】

- 1 要援護者情報共有の仕組みと目的
- 2 「災害時要援護者リスト」の記載事項
- 3 災害時要援護者リスト受領書